

○ 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則(平成十二年十一月二日建設省令第三十八号)  
[最終改正 令和六年十月二十五日国土交通省令第九十二号]

(定期点検)

第一条 官公庁施設の建設等に関する法律(以下「法」という。)第十二条第一項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第十八条第二十二項又は第二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

第二条 法第十二条第二項の点検は、建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 建築基準法第十八条第二十二項又は第二十六項(同法第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第二項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。

(権限の委任)

第三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの(国家機関の建築物のうち特に重要なものとして国土交通大臣が定めるものに係るものを除く。)は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第八条第一項の規定により勧告すること。

二 法第十三条第一項の規定により勧告し、同条第二項の規定により必要な報告又は資料の提出を求めること。

三 法第十三条第三項の規定により指導させること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

(官公庁施設の建設等に関する法律第十三条の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の日前三年以内に法第十八条第七項の規定による検査済証の

交付を受けていない場合における最初の点検（第二条の規定による改正後の官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（以下この条において「新官公庁施設法規則」という。）第一条第一項に規定する点検をいう。）については、新官公庁施設法規則第一条第二項の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の日から起算して三年以内に行うものとする。

- 2 第二条の規定の施行の前一年以内に法第十八条第七項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けていない場合における最初の点検（新官公庁施設法規則第二条第一項に規定する点検をいう。）については、新官公庁施設法規則第二条第二項の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の日から起算して一年以内に行うものとする。

附 則（略）

（参考）地方整備局に委任される事務

第八条第一項	保安上又は防火上危険である庁舎に対する勧告	平成十六年国土交通省告示第四百五十六号で定めるものについては、本省
第一三条第一項	建築物等の位置、規模及び構造並びに保全に関する基準の実施に対する勧告	同上（その他の施設について本省で行うことも可）
第一三条第二項	報告又は資料の提出請求	同上（その他の施設について本省で行うことも可）
第十三条第三項	建築物等の保全にかかる実地指導	同上

附 則（平成二十年十一月十七日省令第九十四号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行日前に開始した官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項及び第二項の規定による点検については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年二月二十九日省令第十号）

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。

以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和元年六月二十日省令第十五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行の日（令和六年十月二十五日）から施行する。